

ふれあい座談会実施要領

平成 29 年 7 月 1 日制定

令和 6 年 8 月 13 日改正

1 目的

市長が直接市民の意見、提言等を聴き、それらを市政運営の参考にすることを目的とする。

2 対象

対象者は、市内に在住、在勤又は在学している者で構成された団体又は市民グループ（政治的・宗教的集まりは除く。）とする。

3 参加人数

参加人数は、10～20 名程度とする。

4 実施日時

実施日時は、午前 10 時から午後 9 時までの間で 2 時間以内とし、随時（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までは除く。）行うものとする。ただし、希望どおりにならない場合がある。

5 実施場所

富津市内（申し込み団体で会場を用意すること。）で行う。ただし、施設利用料などが必要となる場合は、申し込み団体において負担することとし、飲食を伴う場合は座談会の申込みの受付をすることが出来ない。

6 テーマ

市政に関することであればどんなことでも受付可能とする。ただし、個人的な要望、団体交渉、苦情、特定の個人・団体に対する誹謗・中傷、政治的活動、宗教の布教等を目的とした内容は受付をすることが出来ない。

7 申込み

申込者は、ふれあい座談会を実施しようとする日の 1 ヶ月前までに、ふれあい座談会申込書（別記第 1 号様式）を提出すること。

8 実施決定

市長は、申込書を受け付けた後、1週間程度でふれあい座談会開催承諾書（別記第2号様式）を申込者へ送付する。

9 その他

申込者は、座談会終了後、2週間以内にふれあい座談会アンケート（別記第3号様式）を提出すること。

この実施要領は、平成29年7月1日から施行する。

沿 革

令和6年8月13日一部改正 同日施行（附則）